

今年10月から消費税率10%と軽減税率制度がはじまります！

消費税軽減税率対策セミナー

今年2019年10月1日からの消費税率10%への引き上げにあわせ、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行で定期購読される新聞」の消費税率を8%とする軽減税率制度が導入されます。

軽減税率の対象範囲、レジ入替の必要性、請求書や領収証の変更、経理処理の変更等々、自社への影響を事前に把握し、早急に具体的な対策を進めるためのセミナーを業種別に開催いたしますので是非ご参加ください。

日 時

飲食店 対象	全業種対象 (夜の部)	全業種対象 (昼の部)	小売・卸売業 対象
6月4日(火) 午後2時 ～午後4時	6月4日(火) 午後7時 ～午後9時	6月6日(木) 午後2時 ～午後4時	6月6日(木) 午後7時 ～午後9時

場 所 あだたら商工会 安達振興センター
講 師 菊地義直税理士・行政書士事務所代表 菊地義直 氏
定 員 各20名(定員になり次第締切) ※受講料無料
申 込 5月31日(金)までに下記申込書にご記入の上、
 あだたら商工会・安達振興センターまでお申込みください。
 (TEL0243-23-5854 FAX0243-22-4438)

【消費税軽減税率対策セミナー参加申込書】

令和元年____月____日

事業所名				電話番号	
受講回 受講回に○をつけてください	飲食店対象 6月4日(火) 午後2時～午後4時	全業種対象(夜の部) 6月4日(火) 午後7時～午後9時	全業種対象(昼の部) 6月6日(木) 午後2時～午後4時	小売・卸売業対象 6月6日(木) 午後7時～午後9時	
参加者の役職名			参加者の氏名		